

## 同性婚の法制化を求める会長声明

令和5年8月9日

群馬司法書士会

会長 小和田 大輔



同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（以下「本件規定」という。）が憲法に違反するかどうかが争われた事件の判決が、令和3年3月から令和5年6月にかけて、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡の順に各地方裁判所で言い渡された。

そのうち札幌地裁は、本件規定は憲法14条1項（法の下の平等）に違反するとし、名古屋地裁は、憲法24条2項（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）及び14条1項に違反すると判示した。また、東京地裁と福岡地裁はともに、同性カップルが家族になるための法制度が存在しないことは憲法24条2項に違反する状態にあるとしている。さらに、本件規定は憲法違反にあたらないとした大阪地裁も、「同性カップルが社会の中で公に認知されて安心して安定した共同生活を営むために必要な人格的利益」の存することを認め、そのための立法をしなければ将来的に憲法24条2項に違反するとして違憲となる可能性がある旨を述べている。

どの判決も、同性カップルには家族としての法的保護を受ける利益が存することを認めており、これらは個人の尊厳に立脚する判断となっている。

社会全体を見ると、平成27年以降令和5年7月時点までに全国で338もの自治体が同性パートナーシップ制度を導入するようになった。群馬県内でも大泉町、渋川市、安中市、千代田町、吉岡町の5市町と群馬県が同制度を導入している。そして、各種世論調査では、同性婚を認めるべきだとする意見が50%を超えるものから70%を超えるものまであり、反対意見を大きく上回っている。特に若年層ではこの傾向が顕著となっている。

当会は、司法の一端を担う存在として、社会的マイノリティーの権利擁護を目指す様々な活動を行ってきており、今後も活動していく所存である。性的マイノリティーの問題についても、社会的に認知され始めた頃から会員研修会を開催するなど、早くから注目してきた。そして、現在も県内のLGBTQ支援団体との交流を深めており、今後も支援していくと考えている。

重ねて言うが、同性カップルには家族としての法的保護を受ける利益が存し、これは個人の尊厳に関わる問題である。

一連の判決や社会情勢を踏まえ、また法の下の平等の観点に立ち、国には同性婚の法制化に早急に着手することを求める。

以上